

旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長  
学長代行 理事 松野丈夫

### 旭川医科大学非常勤職員給与規程の一部を改正する規程

旭川医科大学非常勤職員給与規程（平成16年旭医大達第155号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は改正箇所を示す。

改正後	現行
(略) <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。</p> <p>2 諸手当は、住居手当、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、臨床研修手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、<u>特別</u>看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、健康管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療特別手当とする。</p> <p>(略) <p>(超過勤務手当)</p><p>第14条 就業規則第30条第1項の規定に基づき、所定勤務時間以外の時間（次条の規定により休日手当が支給されることとなる時間を除く。）に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務を命ぜられて勤</p></p>	(略) <p>(給与の種類)</p> <p>第3条 職員の給与は、勤務1日当りの給与（以下「日給」という。）及び諸手当として支給する。</p> <p>2 諸手当は、住居手当、通勤手当、高所作業手当、死体処理手当、放射線取扱手当、高気圧治療室内作業手当、夜間看護等手当、臨床研修手当、超過勤務手当、休日手当、夜勤手当、宿日直手当、術後管理手当、待機手当、救急勤務医等手当、<u>手術部</u>看護業務手当、ドクターヘリ搭乗手当、分娩手当、時間外手術等手当、分娩待機手当、健康管理センター業務手当、学位論文審査手当、新型感染症患者対応業務手当、寒冷地手当、期末手当、勤勉手当及び診療特別手当とする。</p> <p>(略) <p>(超過勤務手当)</p><p>第14条 就業規則第30条第1項の規定に基づき、所定勤務時間以外の時間（次条の規定により休日手当が支給されることとなる時間を除く。）に勤務を命ぜられた職員には、当該勤務を命ぜられて勤</p></p>

務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。ただし、寒冷地手当、特別看護業務手当が支給される職員にあっては、当該手当が支給される月の勤務1時間当たりの給与額は、寒冷地手当及び特別看護業務手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額に加算した額とする。

(略)

(特別看護業務手当)

第18条の5 特別看護業務手当は、月の初日において次項に定める部署に勤務する看護師に対して支給するものとする。

- 2 前項の手当額は、1月につき、次に定める額とする。（新設）

- (1) 手術部 15,000円
- (2) 救命救急センター 9,400円
- (3) HCU 9,400円

- 3 特別看護業務手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで当該部署での勤務がない場合は、当該月については支給しない。

(略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、雇用予定期間が引き続き6ヶ月以上におよぶ者（基準日において職員でなくなった者、医員、医員（研修医）及び研修医を除く。）に、予算の範囲内で支給することができる。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分

務した時間1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の125（その勤務が深夜に行われた場合は、100分の150）を乗じて得た額を超勤務手当として支給する。

- 2 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額とする。ただし、寒冷地手当、手術部看護業務手当が支給される職員にあっては、当該手当が支給される月の勤務1時間当たりの給与額は、寒冷地手当及び手術部看護業務手当の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を日給の額を定められた1日の勤務時間数で除して得た額に加算した額とする。

(略)

(手術部看護業務手当)

第18条の5 手術部看護業務手当は、月の初日において手術部に勤務する看護師に対して支給するものとし、手当の額は1月につき15,00円とする。

- 2 手術部看護業務手当は、その支給を受ける職員が、休職等により月の初日から末日まで手術部での勤務がない場合は、当該月については支給しない。

(略)

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員のうち、雇用予定期間が引き続き6ヶ月以上におよぶ者（基準日において職員でなくなった者、医員、医員（研修医）及び研修医を除く。）に、予算の範囲内で支給することができる。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分

に応じ、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

期末手当在職期間別割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

(略)

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**【改正理由】**

救命救急センター及びHCUで勤務する看護師の待遇改善のため、  
及び国家公務員の給与改定に準拠するため、所要の改正を行うものである。

に応じ、次表に定める割合を乗じて得た額とする。

期末手当在職期間別割合

在職期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の80
3箇月以上5箇月未満	100分の60
3箇月未満	100分の30

(略)